別紙１

対象施設・事業所一覧表

<table>
<tr><th rowspan="2">施設</th><th rowspan="2">事業所</th><th colspan="2">本庁</th><th rowspan="2">総合振興局等</th></tr>
<tr><th>指導監査担当</th><th>事故報告集約担当</th></tr>
<tr><td>生活保護法
救護施設
医療保護施設
授産施設</td><td></td><td colspan="2">福祉局地域福祉課 保護支援係</td><td>社会福祉課</td></tr>
<tr><td>老人福祉法□
老人福祉施設□</td><td>老人居宅生活支援事業所
※道・市町村から指定を受けた介護保険事業所と重複しないもの</td><td rowspan="2">福祉局
高齢者保健福祉課
事業運営係</td><td rowspan="3">福祉局
地域福祉課
法人運営係</td><td rowspan="2">社会福祉課</td></tr>
<tr><td>有料老人ホーム
※高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項の登録を受けているものを除く</td><td></td></tr>
<tr><td>障害者総合支援法□
障害者支援施設
地域活動支援センター
福祉ホーム

<<厚生労働省通知>>
盲人ホーム</td><td>障害福祉サービス事業所□
一般相談支援事業所
特定相談支援事業所
移動支援事業所</td><td>福祉局
障がい者保健福祉課
事業指導係</td><td>社会福祉課</td></tr>
<tr><td>児童福祉法
助産施設
母子生活支援施設</td><td></td><td colspan="2">子ども政策局
子ども政策企画課
主査（母子保健）</td><td rowspan="3">社会福祉課
子ども子育て支援室</td></tr>
<tr><td>乳児院
児童養護施設
児童心理治療施設
児童自立支援施設</td><td>児童自立生活援助事業
小規模住居型児童養育事業</td><td colspan="2">子ども政策局
子ども家庭支援課
社会的養育係</td></tr>
<tr><td>保育所（認可外含む）
児童厚生施設
（児童館、児童センターに限る）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
幼保連携型認定こども園</td><td>一時預かり事業
地域子育て支援拠点事業</td><td colspan="2">子ども政策局
子ども政策企画課
成育支援係</td></tr>
<tr><td>児童福祉法
障害児入所施設
児童発達支援センター</td><td>障害児通所支援事業所
障害児相談支援事業所</td><td colspan="2">子ども政策局
子ども家庭支援課
障がい児支援係</td><td>社会福祉課</td></tr>
<tr><td>社会福祉法
授産施設
無料低額宿泊所</td><td></td><td colspan="2">福祉局
地域福祉課
法人運営係</td><td>社会福祉課</td></tr>
<tr><td>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
女性自立支援施設
女性相談支援センター</td><td></td><td colspan="2">子ども政策局
子ども家庭支援課
家庭支援係</td><td>道立女性相談支援センター</td></tr>
<tr><td>介護保険法□
介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）</td><td>居宅サービス事業所
（介護予防含む）
※訪問看護、訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ、居宅療養管理指導、通所ﾘﾊ短期入所療養介護を除く</td><td rowspan="2">福祉局
高齢者保健福祉課
事業運営係</td><td rowspan="2">福祉局
地域福祉課
法人運営係</td><td>社会福祉課</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設

介護医療院
※介護サービス提供に係る事故に限る</td><td>居宅サービス事業所のうち
訪問看護事業所□
訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所□
居宅療養管理指導事業所
通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所
短期入所療養介護事業所
（介護予防含む）□
※介護サービス提供に係る事故に限る</td><td>企画総務課</td></tr>
</table>

注１　施設・事業所のうち、道本庁が直接所管している場合は、道本庁の担当課・局に直接報告すること。

注２　各法令・通知等に基づき別途、道、市町村及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。

注３　対象施設・事業所以外で発生した重大事故については、広域の社会福祉法人の場合は本庁地域福祉課法人運営係へ、
それ以外の法人の場合は総合振興局等社会福祉課へ報告すること。